

人・農地プランの具体的な進め方について（ポイント）

人・農地プランの様式

様式への記載事項は、地域の現状と課題、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針に簡素化し、出し手の個人名などの詳細な記載は任意事項とする。

一定の要件を満たす産地計画等を人・農地プランとみなす

果樹の産地計画、多面的機能支払交付金の地域資源保全管理構想、中山間地域等直接支払交付金の集落協定、農地中間管理機構関連農地整備事業等の整備計画などの取組の過程で、人・農地プランの実質化の取組と同じ方法により、話合いの結果として農地利用を担う中心経営体を決定した場合には、関係市町村の判断により、人・農地プランとみなすこととする。

人・農地プランの具体的な進め方

1 人・農地プランの実質化の要件

以下の①から③までが行われている人・農地プランを「実質化された人・農地プラン」とする。

① アンケートの実施

対象地区の相当部分（少なくとも過半）について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。

② 現況把握

対象地区において、アンケート調査や話合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。

③ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

対象地区を原則として集落に細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

※ 既存の人・農地プランであっても、集落など話合いの単位である区域内の過半の農地について、近い将来の出し手と受け手が特定されているものについては、既に実質化された人・農地プランとする。

2 推進体制の構築

市町村は、農業委員会、J A、土地改良区、農地バンク等の地域のコーディネーター役を担う組織と調整の上、推進体制や役割分担を明確にすることとする。

3 実質化された人・農地プランの検証

市町村は、プランで定めた「中心経営体への農地の集約化に関する将来方針」の進捗状況について確認し、中心経営体への農地の集約化が思うように進んでいない場合には対策を検討するなど、検証を行うこととする。

4 工程表の作成・公表

市町村は、人・農地プランの実質化に取り組むに当たり、対象地区ごとにその実情に応じた工程を明らかにし、9月末を目途に公表する。